

戸籍証明書等交付請求書

(あて先) 六ヶ所村長

※請求には本人確認資料が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載されています。

太枠の項目は必ず記入してください。

令和 年 月 日

請求者	住所			
	フリガナ	電話番号		
	氏名	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	

対象者	本籍			
	筆頭者	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ		
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ		
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	

請求者との関係にチェックをつけてください。
 本人 配偶者 直系尊属(父母または祖父母) 直系卑属(子または孫) その他

※「その他」にチェックした場合は、下記のいずれかにチェックをつけた上で請求の理由を詳細に記入してください。

請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他
	()

必要な戸籍の範囲	
<input type="checkbox"/> 対象者の現在の戸籍 <input type="checkbox"/> 対象者の亡くなった日が記載されている戸籍 <input type="checkbox"/> 対象者の出生から死亡(または現在)まで <input type="checkbox"/> 対象者の()から()まで <input type="checkbox"/> 請求者と対象者との関係がわかる戸籍	<input type="checkbox"/> その他 ()

なにが必要ですか 必要なものを○で囲み、通数等を記入してください。			
戸籍	全部事項(謄本) 通 (1通450円) 個人事項(抄本) 通	戸籍の附票	全部 通 (1枚200円) 一部 通 (2枚以上400円)
除籍	全部事項(謄本) 通 (1通750円) 個人事項(抄本) 通	(記載が必要な項目にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報)	
改製原戸籍	謄本 通 (1通750円) 抄本 通	その他	受理証明書(普通紙・上質紙) 通 (1通350円) 届書等情報内容証明書 通 (上質紙1,400円) 届書記載事項証明書 通
電子証明書 提供用識別符号	戸籍(有・無) 通 (1通400円) 除籍(有・無) 通 (1通700円)	(証明に必要な届 婚姻・出生・死亡・() 届出年月日 令和 年 月 日)	
身分証明書	通 (1通200円)	※本人以外が請求する場合は委任状が必要です。	
独身証明書	通 (1通200円)		

【事務処理欄】

権限書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他の証明書()	備考	受付
本人確認	<1点> マ・免・旅・在・他() <2点> 保・後・介・年・他()	<input type="checkbox"/> 続柄確認 <input type="checkbox"/> 個人状態確認	

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

6. 届書等情報内容証明書について

届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

7. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

8. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

9. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。